

指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）
（2020年4月から2021年3月まで）

2021年4月15日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月15日	紬	優凜合同会社	居宅介護支援	なし	-
10月21日	介護支援 友	有限会社 友	居宅介護支援	サービス担当者会議を開催すること。	改善済
				サービス担当者会議では、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。	改善済
				居宅サービス計画に、福祉用具貸与を位置付ける場合は、その妥当性について検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				居宅サービス計画に福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載すること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
運営基準減算の適用を受けている場合は特定事業所加算を算定しないこと。	改善済				

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月29日	東電さわやかケア成瀬・居宅介護支援	東電パートナーズ株式会社	居宅介護支援	なし	-
11月5日	かたくり鶴川	ALSOK介護株式会社	居宅介護支援	退院・退所加算の算定に当たり、病院等から情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
11月11日	そらいろ介護	空色スペース合同会社	居宅介護支援	特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成し、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた場合は、当該書類を町田市長に提出すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月13日	合同会社 春風	合同会社 春風	居宅介護支援	居宅サービス計画の変更に当たりアセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容を記録すること。	改善済
				指定居宅サービス事業者等の担当者に対して個別サービス計画の提出を求めること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
				運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
				居宅サービス計画の変更に係る手続きに不備がある場合は、運営基準減算を適用すること。	改善済
				介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
				特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成すること。	改善済
運営基準減算に該当する場合は初回加算を算定しないこと。	改善済				

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月19日	東電さわやかケア町田・居宅介護支援	東電パートナーズ株式会社	居宅介護支援	なし	-
11月19日	東電さわやかケア町田・福祉用具	東電パートナーズ株式会社	(介護予防)福祉用具貸与	なし	-
11月19日	東電さわやかケア町田・福祉用具	東電パートナーズ株式会社	(介護予防)特定福祉用具販売	なし	-
11月26日	介護ショップカミヤ	クリエイティブカミヤ株式会社	(介護予防)福祉用具貸与	福祉用具貸与計画を作成すること。	改善済
				福祉用具貸与計画を作成する場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること。	改善済
				福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
11月26日	介護ショップカミヤ	クリエイティブカミヤ株式会社	(介護予防)特定福祉用具販売	指定特定福祉用具販売の提供の開始前に、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。	改善済
				特定福祉用具販売計画を作成すること。当該計画を作成する場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月3日	パナソニックエイジフリーショップ町田	町田ガス株式会社	(介護予防)福祉用具貸与	なし	-
12月3日	パナソニックエイジフリーショップ町田	町田ガス株式会社	(介護予防)特定福祉用具販売	なし	-
12月10日	介護支援サービスめぐみ	株式会社 ライフサポートめぐみ	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント(解決すべき課題の把握)の結果の記録を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容を記録すること。	改善済
12月10日	ゆいま～る町田	株式会社 ライフサポートめぐみ	(介護予防)福祉用具貸与	必要に応じて福祉用具貸与計画の変更を行うこと。	改善済
				運営規程の記載事項が不十分であるので是正すること。	改善済
				福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合は、委託等業務が福祉用具貸与の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認し、その結果等を記録すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
12月10日	ゆいま～る町田	株式会社 ライフサポートめぐみ	(介護予防)特定福祉用具販売	厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
12月17日	麦の実り町田	一般社団法人 麦とぶどう舎	居宅介護支援	なし	-

指導監査課では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、緊急事態宣言期間中の実地指導は延期しました。

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「指定介護サービス事業所等に対する指導等について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>地域福祉>福祉サービス事業所等（介護・障がい・保育）に対する指導等）>指定介護サービス事業所等に対する指導等について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996